

呉港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成26年2月

呉港港湾管理者

呉市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成12年 7月 呉市地方港湾審議会
- ・平成12年11月 港湾審議会第174回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成15年 2月 呉市地方港湾審議会
- ・平成20年 2月 呉市地方港湾審議会
- ・平成21年 6月 呉市地方港湾審議会
- ・平成23年 6月 呉市地方港湾審議会

の議を経た呉港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1 港湾の環境の整備及び保全	2
2 土地利用計画	3

変更理由

積極的な土地利用の推進による臨海部の活性化を図るため、広多賀谷地区において港湾環境整備施設計画、土地利用計画を変更する。

1 港湾の環境の整備及び保全

快適な港湾環境の創出及び周辺景観との調和を図るとともに、増大するレクリエーション需要に対応するため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

広多賀谷地区 緑地 12ha [新規計画]

2 土地造成及び土地利用計画

積極的な土地利用の推進による臨海部の活性化を図るため、土地利用を次のとおり計画する。

1. 土地利用計画

(単位：h a)

用途 地区名	埠頭地	港湾 関連地	工業地	交通 機能地	緑地	廃棄物 処理地	合計
広多賀 谷地区	(15) 15	(11) 11	(13) 13	(1) 1	(12) 12	(10) 10	(60) 60

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

